

幼保連携型認定こども園 安田さくら園

- ◎対象者 町内に住所を有する0歳児(生後6ヶ月以上)～5歳児で入園基準に該当する者
(年齢は平成28年4月2日現在の満年齢)
- ◎開所時間 午前7時30分～午後6時30分
- ◎定員 140名
- ◎申込場所 安田町教育委員会
- ◎申込期間 平成28年1月18日(月)～1月29日(金)



入園基準

保育が必要な事由	利用時間
保護者が就労している (月48時間以上の就労)	就労時間月120時間未満 保育短時間 就労時間月120時間以上 保育標準時間
母親が妊娠中であるか又は出産後間がない	保育標準時間 ※原則、出産予定日の前8週間、後8週間
保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある	保育標準時間
保護者が同居の親族等の介護・看護をしている	保育標準時間
保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	保育標準時間
保護者が求職活動中である	保育短時間 ※最長90日間
学校等教育施設に在学している、又は職業訓練を受けている	就労の場合と同じ
児童虐待やDVが認められる	保育標準時間
育児休業する場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どもが引き続き利用することが必要であると認められる	保育短時間 ※最長、育児休業に係る子どもの誕生月の翌月末まで
町長が認める上記に類する状態である	事由を勘案して認定

園目標

乳児

・集団生活の中で、一人ひとりの子どもを大切に、心身の調和のとれた成長と発達を図る

幼児

・一人ひとりを尊重し、感性豊かで、いきいきと自主的に活動する子どもを育てる

めざす子ども像

乳児

- ・先生や友だちと一緒に過ごすことを喜ぶ子
- ・いろいろなことに興味を持ち、自分からしようとする子
- ・思いを出せる子

幼児

- ・自分の気持ちや思いを伸び伸びと表現できる子
- ・思いやりのあるやさしい子ども
- ・意欲的に遊ぶ子ども

主な年間行事予定 ※行事については、都合により変更になる場合があります。

月	行 事	毎 月
4	入園式、親子遠足、家庭訪問、検尿	ひよこ広場(毎金曜日) 子育て相談(毎水曜日) 誕生会、身体測定、避難訓練 参観日(4・5歳児)
5	保育参観日、お弁当の日、芋苗植え付け、交通安全教室、愛園作業、歯科指導	
6	歯科検診、内科検診、プール開き、鮎のぼり揚げ、鮎の放流(4・5歳児)	
7	笹飾り、プール活動、個別懇談会、夕涼み会、歯科指導、七夕の集い(3・4・5歳児)、お楽しみ会(5歳児)	
8	プール活動、安田の祭りに参加(4・5歳児)	
9	プールじまい、交通安全教室、歯科指導、敬老会への参加(5歳児)	
10	運動会、芋掘り、一斉参観日	
11	町民運動会に参加、内科検診、防火訓練、バス遠足(4・5歳児)、お弁当の日(0・1・2・3歳児)、お店屋さんごっこ	
12	クリスマス会、もちつき、健康マラソン、歯科検診	
1	交通安全教室、節分に向けての導入、お弁当の日、記念撮影、歯科指導	
2	豆まき、保育参観日(作品展示)、歯科指導	
3	ひなまつり会、卒園式、お別れ遠足、お別れ会、お別れ会食	

1日の保育の流れ

時間	乳児の活動	時間	幼児の活動
7:30	早朝保育	7:30	早朝保育
8:00	登園	8:00	登園
	好きな遊びを楽しむ		好きな遊びを楽しむ
9:20	片付け		クラス活動
	排泄(おむつ交換)		
9:30	おやつ		
	好きな遊びをする		
	片付け		
11:10	昼食(0歳児)		
11:15	片付け・排泄(おむつ交換)・手洗い・昼食準備	11:15	片付け・排泄・手洗い・昼食準備・当番活動
11:30	昼食(1・2歳児)	11:30	昼食・歯磨き・当番活動・昼寝準備
12:15～12:30	昼寝の準備		
	排泄(おむつ交換)		
	昼寝	13:00	昼寝(降園)
14:50	起床	14:50	起床・おやつ準備
	排泄(おむつ交換)		
15:00	おやつ	15:00	おやつ
	排泄(おむつ交換)		好きな遊びを楽しむ
16:00	降園	16:00	降園
16:10	延長保育	16:10	延長保育
	好きな遊びを楽しむ		好きな遊びを楽しむ
18:30	最終降園	18:30	最終降園

利用者負担額基準表

1号認定				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層			利用者負担額基準額(月額)	
階層区分	定 義		3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による保護世帯		0円	0円
第2	第1階層を除き、前年度分(4月～8月)又は当年度分(9月分～3月分)の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000円	3,000円
第3		市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円	5,000円
第4		市町村民税所得割課税額 211,200円以下	10,000円	5,000円
第5		市町村民税所得割課税額 211,201円以上	15,000円	5,000円

2号及び3号認定				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準額(月額)		
階層区分	定 義	3号認定	2号認定	
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2	第1階層を除き、前年度分(4月～8月)又は当年度分(9月分～3月分)の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3		市町村民税所得割額非課税世帯	18,300円	15,000円
第4		所得割課税額 48,600円未満	19,300円	15,000円
第5		所得割課税額 97,000円未満	29,600円	20,000円
第6		所得割課税額 169,000円未満	41,700円	25,000円
第7		所得割課税額 301,000円未満	57,000円	25,000円
第8		所得割課税額 397,000円未満	74,800円	25,000円
第9		所得割課税額 397,000円以上	97,200円	25,000円

支給認定保護者が監護し、生計が同一の子どものうち第2子以降の児童については、前項の規定にかかわらず、利用者負担額及び給食費を0円とする。ただし、保育料及び町税、使用料、手数料又は分担金等町に納入すべき債務に滞納がない世帯の児童に限る。